



東京ジョブコーチ職場定着支援事業広報紙(年2回発行)

# 東京ジョブコーチ

2013.2  
第2号

公益財団法人東京しごと財団委託事業 東京都補助事業  
事業受託：社会福祉法人東京都知的障害者育成会 東京ジョブコーチ支援室

## CONTENTS

- 1 2013年のご挨拶
- 2 ご存知ですか？
- 3 東京ジョブコーチ活用事例
- 4 平成24年度の支援依頼
- 5 ご利用についてのQ&A

## ◆本年もよろしくお願ひいたします

日頃より、当事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

おかげさまで東京ジョブコーチは順調に支援依頼件数が伸びております。ひと月あたりの新規支援依頼件数は平成24年11月期に当事業開始以来最高の件数となりました。

平成25年4月からの法定雇用率引き上げに伴い、今後ますますの障害者雇用の活発化が見込まれます。

東京都内の企業様、障害のある方々のお役に立てるよう、ニーズに応じた支援を行ってまいります。

## ◆ご存知ですか？

### —平成24年10月1日障害者虐待防止法が施行されました—

平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

障害者虐待防止法では、以下の通り、事業主の責務が定められています。

#### 障害者虐待の防止のための措置

- 1 障害者を雇用する事業主は、障害者虐待を防止するため(1)(2)のような措置を講じることが必要です。

##### (1) 労働者に対する研修の実施

障害者虐待を防止するためには、障害者の人権についての理解を深め、障害の特性に配慮した接し方や仕事の考え方などを学ぶことが大切です。

障害者虐待の防止に向けて、労働者に対する研修を実施する、労務管理担当者を各種研修会に参加させるなどの取り組みが重要です。また、職場内で率直に意見交換できるような環境を作ることも重要です。

##### (2) 障害者や家族からの苦情処理体制の整備

雇用する障害者やその家族からの相談、苦情などに対応するための相談窓口を開設し、その周知を図ることが重要です。

#### 不利益取り扱いの禁止

- 2 事業主は、労働者が通報や届出をしたことを理由に、その労働者に対して、解雇、その他不利益な取り扱いをしてはなりません。

不明な点、お問い合わせ等は、東京労働局総務部企画室へご連絡ください。

“東京ジョブコーチは、困りごとに迅速、丁寧に対応していただける本当に頼もしい存在です。”

株式会社いなげやウイング  
石川 誠 様

## 東京ジョブコーチ活用事例

このコーナーでは、東京ジョブコーチをご活用いただいた企業様、支援機関様の声をご紹介します。今後のご利用に向けたご参考となれば幸いです。

### ◆企業様の活用事例

#### 株式会社いなげやウイング(立川市)

##### ○会社概要○

- 設立:2010年10月1日  
(特例認定2011年3月)  
業種:小売業(親会社株いなげや)  
業務内容:店舗支援業務の請負  
    労働者派遣業務  
    人事労務管理の請負  
・早朝品出し作業(一般食品・雑貨)の請負  
・店舗フロアクリーニング・清掃の請負  
・店舗青果・精肉・グロサリー・  
    ベーカリー部門への派遣  
・いなげやグループで就労している  
    障がい者の人事労務管理  
○東京ジョブコーチの支援内容:  
・品出し業務の能率向上に向けた指導  
・店舗における対象者の気持ちの聞き取りと店舗へのフィードバック  
等

##### 株式会社いなげやウイング

##### 管理運営部長(兼)事業推進部長 石川 誠 様

当社は、親会社であるスーパーマーケットいなげやの店舗を中心に障がい者を雇用しています。設立後2年が経過し、現在当社の障がい者(チャレンジパートナー)は83名、グループ全体では200名を超える方が、それぞれの所属先で貴重な“人財”として活躍されています。

但し、これらの人財をサポートする当社のスタッフは4名で、残念ながら定着支援を図る体制としては不十分なのが実態。東京ジョブコーチは、そうした困りごとに迅速、丁寧に対応していただける本当に頼もしい存在です。これまでの店舗におけるジョブコーチ支援で、特に有り難かったサポート内容は、

- 1.要請から期間を置かずに支援開始
  - 2.平日以外、早朝の時間帯でも対応可
  - 3.企業等での経験が豊富でこちらのニーズが的確に伝わる
  - 4.個々の能力や適性に沿ったアセスメントによるきめ細かな指導
  - 5.現場で使える個別のマニュアル作成
- などが挙げられます。もちろんその支援により全て障がい者が定着し、持てる力を発揮しています。改めて心より感謝申し上げます。

#### 株式会社ベネッセスタイルケア(渋谷区)

##### ○会社概要○

- 設立:2003年12月1日  
業種:高齢者介護サービス事業  
    保育事業  
障がい者の業務内容:  
・有料老人ホーム内の清掃、  
    洗濯業務  
    保育園での環境整備 等

- 東京ジョブコーチの支援内容:  
・実習開始時の業務手順の確認と  
    指導  
・業務手順書の作成  
・清掃手順の確認と指導  
・ご本人のモチベーションの向上  
等

##### 株式会社ベネッセスタイルケア

##### 人財開発育成部 佐藤 麻奈美 様

現在弊社では、100名を超える障がい者が「生活支援スタッフ」として主に首都圏の有料老人ホーム・保育園で勤務をしております。

老人ホームでは主に各居室の水周り(洗面台とお手洗い)の清掃や洗濯を業務としていますが、中には次第に業務手順が自己流になってしまったり、業務の精度が落ちてくる方もいます。

そのような時に、東京ジョブコーチの皆様に専門的かつ集中的に様々な角度から支援をいただくことで、正しい業務手順への修正を図ります。

また、業務マニュアルを改めて見直しをしていただいたことでご本人がより働きやすくなった事例もありました。毎回、ご本人の特性に合わせた手厚い支援は、確実にスタッフの力となり、ご入居者様に対するサービスの向上につながっております。

## ◆ 支援機関様の活用事例

### 練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク)(区市町村障害者就労支援事業・練馬区)

#### ○センター概要○

所在地：練馬区豊玉北 6-15-14  
共栄ビル 402

対象地域：練馬区

#### ○東京ジョブコーチの支援内容：

- ・当事者への業務指導と従業員への啓発
- ・定期的な社内面談の同席
- ・居室整備、食器洗浄等の指導

等

練馬区障害者就労促進協会（レインボーワーク）

麻田 妙子 様

東京ジョブコーチ職場定着支援事業の開設時から、多くのレインボーワーク利用者の定着支援に関わっていただいております。

東京ジョブコーチ支援室との連携においては、迅速な支援開始、職場環境の調整、短期間での利用者との関係づくり、初期の手厚い支援等で大いに助かっております。

一人で職場に入ることが多い支援機関にとって一番助かることは、一緒に問題点の確認、改善点の相談ができる方がいることの安心感です。方向性に悩む時でも、ジョブコーチと話をしていくと、何かしら解決の方向を見出せます。働く方のサポート、雇用している会社にとってベストな方法を、今後も一緒に考えていただける東京ジョブコーチであってほしい、と思います。

### 東久留米市立さいわい福祉センター(就労移行支援事業所・東久留米市)

#### ○施設概要○

所在地：東京都東久留米市幸町 3-9-28

訓練内容：受託作業、パソコン入力、  
清掃、農園芸、等

#### ○東京ジョブコーチの支援内容：

- ・社内コミュニケーションの支援
- ・清掃業務のタイムスケジュール作成
- ・園芸業務の指導
- ・企業への業務内容提案

等

社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

東久留米市立さいわい福祉センター

支援員 松本 仁 様

具体的に業務が定まっていないケースや、ご本人や企業が困難を抱えているケース等について、東京ジョブコーチを活用させて頂いております。

コーディネーターの方が状況をよく理解してくださり、それぞれのケースに最適な知識と経験のあるジョブコーチを派遣して頂きました。

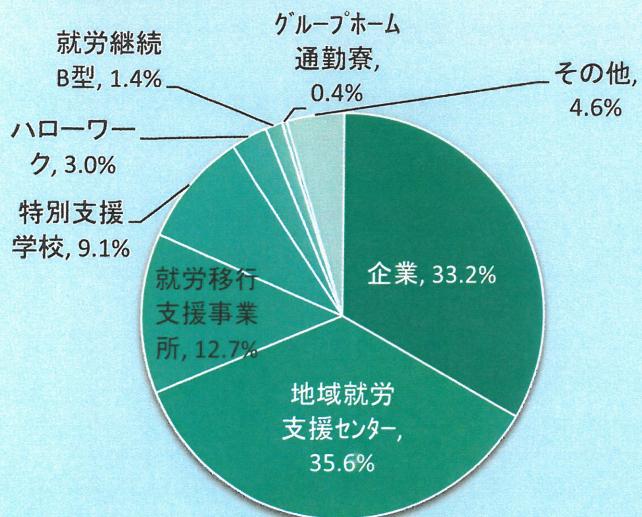
支援の連携において、客観的・第三者的に状況や課題を分析されアドバイスを頂ける他、十分な知識を持たない障害種についても、その障害種を専門とするジョブコーチに入って頂けることで、見落とされていた障害特性への関わり方などを学べる機会ともなっており、そのことは企業を訪問し担当者とお話しをする際にも大きな力となっております。

これら東京ジョブコーチとの連携による支援の結果、定着は困難と思われたケースも概ね安定して働き続ける事が出来ており、支援を高める上で欠かす事の出来ない存在として今後も積極的に活用させて頂ければと思っています。

## ◆ 平成 24 年度の依頼元と依頼内容

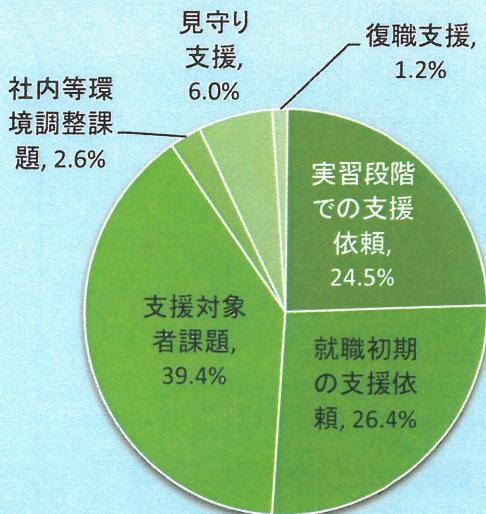
\* 平成24年4月から12月まで（9か月間）の支援件数は503件でした。支援依頼元、支援依頼内容の内訳はグラフの通りです。

### ① 支援依頼元の内訳



依頼元は企業様が3割強、地域の支援機関様から5割弱といった状況です。

### ② 支援依頼内容の内訳



依頼の内容は実習段階や就職初期といった初期段階の支援が5割以上を占め、4割程度が支援対象者に課題があるケースです。

## ◆ ご利用にあたっての Q&A

Q1：どのような支援をしてもらえますか？

A1：事業所、支援対象者の状況をお聞きし、必要とされる支援を行います。例としては以下の通りです。

[ \* 支援の例：業務内容の検討と組み立て、作業指導やマニュアル化、支援対象者との定期的な面談、従業員や職場内への障害特性などに関する啓発、等 ]

Q2：依頼はどのようにすればよいでしょうか？

A2：まずは、東京ジョブコーチ支援室までお気軽にご連絡ください。その段階で現在の状況や必要な支援内容についてお聞きします。またその後の手続き方法についてもご案内します。

### 皆様の声をお寄せください！

事業に関するお問い合わせ、その他ご不明な点や、ジョブコーチ支援に対するご意見など、お気軽に右記連絡先までお寄せください。

どうぞよろしくお願ひいたします。

### お問い合わせ先

#### 事業のご利用（支援依頼等）に関すること

東京ジョブコーチ支援室

〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-3-39 STSビル3階

TEL (03) 5386-7057 ファックス (03) 3371-8221

Eメール tokyo-jc@ikuseikai-tky.or.jp

ホームページ <http://www.ikuseikai-tky.or.jp/~iku-tokyo-jc>

#### 事業全般、東京ジョブコーチ募集・研修に関すること

公益財団法人 東京しごと財団

障害者就業支援課 コーディネート事業係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

TEL (03) 5211-2682 ファックス (03) 5211-5463

ホームページ <http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>